

全域共通のチェックリスト(適合状況説明書)

建築物の建築等

景観形成基準に対する適合状況を適合状況記載欄に**具体的**に記入してください。
該当しない基準については、適合状況記載欄に該当なしとご記入ください。

指摘事項が出た場合、指摘事項に対する措置状況を措置状況記載欄に追記し、図面に変更がある場合は変更後の図面を添付すること。

		景観形成基準	景観形成基準に対する 適合状況記載欄	町田市指摘事項① 町田市指摘事項②		措置状況記載欄① 措置状況記載欄②	確認
配置	1	丘陵地の景観や周辺のまち並みに配慮した配置とするため、隣接する建築物と壁面の位置を揃えたり、適切な隣棟間隔を確保する。		①			□
				②			
	2	それぞれの場所の特性を活かすため、元の地形をできる限り活かした計画とする。		①			□
				②			
形態・意匠・色彩	3	魅力ある沿道景観を創出するため、通りからの見え方に配慮した形態・意匠、素材とする。		①			□
				②			
	4	建築物単体のバランスだけでなく、丘陵地のみどりや周辺のまち並みとの調和に配慮した形態・意匠、素材とする。		①			□
				②			
	5	道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、建築物を分節化したり外壁の色彩を変えるなどの配慮をする。		①			□
				②			
	6	色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。		①			□
				②			
	7	「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点※1」、「にぎわいとみどりの都市拠点※2」では、建築物内のにぎわいが外からでも見えるよう、建築物の低層部はガラス張りや開口部を多くするなど開放的な意匠とする。 ※1 広域都市拠点：町田駅周辺 ※2 にぎわいとみどりの都市拠点：鶴川駅周辺、多摩境駅周辺、南町田グランベリーパーク駅周辺、忠生周辺		①			□
				②			
	8	「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点」、「にぎわいとみどりの都市拠点」で集合住宅を設ける場合は、洗濯物や布団などは道路から直接見えないよう物干し設備を工夫し、また設備機器などが通りに露出しないようにする。		①			□
				②			
外構・緑化	9	外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、周辺のまち並みとの調和に配慮した外構の色調や素材、植栽とする。		①			□
				②			
	10	緑化にあたっては、植物の良好な育成が可能となるよう植栽地盤を工夫する。 樹種等に応じて、植栽地盤の必要な奥行きを確保する。		①			□
				②			
	11	道路、河川、公園などの公共空間に接する位置に、植栽を行うよう努める。		①			□
				②			
	12	塀やフェンスを設ける際は、圧迫感の軽減を図るために高さを抑えたり、塀やフェンスの前にみどりを配置するなどの工夫をする。		①			□
				②			
	13	塀やフェンスを設ける際は、低彩度の色彩を用いる。		①			□
				②			

オープンスペース	14	敷地内に道路などの公共空間と連続した開放感のあるオープンスペースを積極的に確保し、座れる場所や植栽などを設け人々が滞留できる空間を創出する。 計画地の大きさや、防犯の観点から、オープンスペースの確保が難しい場合は、建物低層部のみセツバックさせる、壁面緑化や接道を広く緑化するなど工夫する。 隣接するオープンスペースがない場合も、接道付近の隣地境界に塀やフェンスを設けないようにする。(にぎわいゾーン) 隅切り部分には、建築物や塀などを配置せず、見通しが良くなるようにする。(にぎわいゾーン)		①			□
				②			
	15	「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点」、「にぎわいとみどりの都市拠点」及び「生活拠点※3」では、うるおいのある交流の場を創出するため、中高木を植栽してオープンスペースに木陰をつくったり、ベンチの周りにみどりを配置するなどの工夫をする。 ※3 生活拠点：相原駅周辺、玉川学園駅周辺、成瀬駅周辺、木曽山崎周辺		①			□
				②			
	16	「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点」、「にぎわいとみどりの都市拠点」では、オープンスペースの連続性が感じられるように、床などの仕上げには、周辺敷地などの意匠や色彩、素材などを取り入れるなどの工夫をする。		①			□
				②			
歴史的な資源や自然資源への配慮	17	敷地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合(第3章参照)には、周辺の道路などの公共空間からこれらの資源への眺望を妨げない配置とする。		①			□
				②			
	18	敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合(第3章参照)には、それらに調和した建築物の形態・意匠、外構とする。 周辺とは、概ね100m以内をいう。 敷地内や周辺に緑地や公園、駅などの地域の拠点になるものがある場合も同様に考える。		①			□
				②			
水辺への配慮	19	敷地が河川や水路などの水辺に接する場合、水辺側からの見え方に配慮し高い塀の設置や設備機器の露出を避けるなどの工夫をする。		①			□
				②			
高さ・規模・規制	20	周辺の建築物群との調和に配慮した高さ、規模とする。		①			□
				②			
照明	21	「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点」、「にぎわいとみどりの都市拠点」では、通りに適度な明るさににぎわいをもたらすために、建築物の外壁や樹木を間接的に照らしたり、ショーウィンドウに照明を設けるなどの工夫をする。 周囲に光害が生じないよう工夫する。		①			□
				②			
設備等	22	屋根・屋上に設備などがある場合は、周囲からの見え方に配慮し、配置や形態・意匠を工夫する。 ※建築物に付帯する携帯電話基地局、太陽光発電設備を含む 目隠しフェンスを設ける場合は、建築物の壁面と一体感のある色彩とする。		①			□
				②			
	23	建築物に付帯する構造物や設備などは、周囲からの見え方に配慮し、建築物本体との調和を図る。 メーターや給湯器等の設備機器は、接道部が見えないように配置する。 屋外階段等の付帯する構造物は、建築物本体に組み込んで一体感のある形態・意匠とする。		①			□
				②			
駐車場・自転車置き場・ごみ置き場等	24	駐車場や、自転車置き場、ごみ置き場、設備機器などは出来る限り、通りから見えにくい位置に配置する。やむを得ず道路側に配置する場合は、周囲からの見え方に配慮し、植栽などの緩衝帯を設けるなどの工夫をする。 ごみ置き場を設ける場合は、ごみストッカーの利用に努める。		①			□
				②			
地域別方針への適合	25	第3章に示す地域別の景観づくり方針に基づいて該当する地域の方針に沿った計画とする。 第4章に示す景観形成の方針、「町田市景観づくりガイドライン(みちしるべ)」に基づいて、その地域の資源や特徴に配慮した計画とする。		①			□
				②			
コンテナ倉庫	26	色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。		①			□
				②			
	27	コンテナ倉庫に付帯する構造物や設備などは、本体との調和を図る。		①			□
				②			
	28	道路などの公共空間からの見え方に配慮し、配置や植栽などを工夫する。		①			□
				②			